

令和 2 年度

北松北部環境組合職員採用試験要領



- ・北松北部環境組合は、地方自治法第 284 条第 2 項に規定された一部事務組合です。一部事務組合とは、複数の地方公共団体(市町等)が行政サービスの一部を共同処理することを目的に設置される組織のことをいいます。
- ・当組合は、平戸市・松浦市の一般廃棄物の処理施設の設置及び管理運営、並びにその処理を担うために、平成 11 年 6 月に設立されました。
- ・現在、管理者は平戸市長、副管理者は松浦市長が務めています。また議会も設置されており、地方公共団体とほぼ同等な組織になります。

問合せ先 **北松北部環境組合 事務局**

〒859-4815 長崎県平戸市田平町下寺免 1318 番地

Tel : 0950-26-1300 Fax : 0950-26-1301

E - mail : hkankyou@muse.ocn.ne.jp

1 受付期間 令和2年9月18日（金）～令和2年10月16日（金）

2 第一次試験日 令和2年11月15日（日）

3 試験職種、採用予定数及び受験資格等

試験区分	試験職種	職務内容	採用 予定数	受験資格基準
高校卒程度	一般事務 (社会人)	一般行政事務	若干名	① 昭和56年4月2日以降に生まれた人 ② 民間企業等において直近10年間で5年以上の職務 経験(※)がある人

※ 職務経験者（一般事務(社会人)）

正規又は非正規（月120時間以上勤務）社員等として就業していた期間が該当し、就業先が複数ある場合は通算して、職務経験を有する人が該当します。

【注意】・最終合格発表後、職務経験内容等の確認のため職歴を証明する書類の提出が必要です。

・証明する書類を提出できない場合は、合格を取り消す場合があります。

次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する人

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

○構成団体(平戸市・松浦市)の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の方法

◇第1次試験

試験の種目	試験の内容
社会人基礎試験	(基礎力試験)社会的関心と理解、言語的な能力及び論理的な思考力を問う多肢選択式による試験 (適応性検査) ・社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する検査

◇第2次試験

作文試験	職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての作文試験
面接試験	人柄等についての個別面接等による試験
身体検査	胸部疾患の有無、その他職務遂行に必要な健康度についての検査 (医療機関で受診した健康診断書の提出を求め、身体検査にかえます。)

5 試験日時、試験会場及び発表

試験	日 時 等	会場及び発表
一次試験	<p>令和2年11月15日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付開始 9時00分 着席 9時40分 社会人職務基礎力試験 10時00分～11時30分 社会人職務適応性検査 11時50分～12時10分 <p>○試験時間は、変更になることがあります。</p>	<p>○試験会場 北松北部環境組合 2階大会議室</p> <p>○発表</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月中旬 合格者には文書で通知(不合格者には通知しません。) 当組合事務局前及び構成市役所掲示板に掲示 当組合ホームページ
第二次試験	第一次試験合格通知の際に、お知らせします。	

6 受験手続及び受付期間

受付期間	<p>期間：令和2年9月18日(金)から令和2年10月16日(金)まで ただし、土曜、日曜及び祝日は受け付けておりません。</p> <p>時間：8時30分から17時15分まで</p> <p>郵送：<u>令和2年10月16日(金)までの消印のあるもの</u>に限り受け付けます。</p>
申込用紙請求先	<ol style="list-style-type: none"> 1 申込用紙は、北松北部環境組合事務局で交付します。 2 申込用紙を郵便請求する際は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号/33cm×24cm)を必ず同封してください。
申込方法及び申込上の注意	<ol style="list-style-type: none"> 1 申込用紙には必要事項を記入し、北松北部環境組合事務局へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。 2 申込書を郵送される方は、封書(簡易書留扱い)にしてください。 なお、郵便はがき欄に宛先を明記し、63円切手を必ず貼ってください。(持参される場合は、切手を貼る必要はありません。) 3 申し込みの際は、必ず申込書に写真を貼ってください。 写真は申込前6か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきりわかるもの。(縦5.5cm、横4.5cm程度のもの) 4 写真のない場合は、受け付けできません。
個人情報の取扱い	<p>受験申込者及び第一次試験合格者から取得する個人情報は、北松北部環境組合の職員採用及び採用後の職員管理を目的に使用するものであり、これ以外の目的に使用されることはありません。</p>

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、原則として令和3年4月1日で採用を予定しております。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合にも、合格を取り消すことがあります。
- (3) 不正合格を働きかけるといった口利き行為等の事実が判明した場合、採用内定後であっても採用されません。
- (4) 採用予定数は、変更になる場合があります。
- (5) この試験について不明な点は、北松北部環境組合事務局へお問い合わせください。

8 給与、勤務条件等

(1) 初任給（※下記は新卒の場合を表示しています。）

（一般事務） 大学卒 171,700円 短大卒 160,100円 高校卒 150,600円

なお、学歴及び職歴について、前歴がある場合は基準に基づく期間が加算されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 上記初任給のほか給与、勤務条件等については、北松北部環境組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第18号）、北松北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年条例第13号）等に基づき、決定されておりますので、詳細はお問い合わせください。

9 その他

(1) この試験で採用された職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受けます。

(2) この試験は、構成市(平戸市・松浦市)の採用試験ではありません。

(3) 北松北部環境組合は、施設の設置についての地元との協定により、令和15年度までとなっておりますが、以降のことについては、事業継続を念頭に、5年以内を目途に定められる予定です。